

鳥取縣公報

條 例

◇鳥取縣條例第三十號

鳥取縣通信教育受講料徴收條例を次のように定める。

昭和二十三年六月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣通信教育受講料徴收條例

第一條 學校教育法第四十五條及び第一百五條の規定により實施する鳥取縣新制中學校及び新制高等學校の通信教育を受講する生徒に對しては、この條例により受講料を徴收する。

第二條 受講料の年額は別表の通りとする。

第三條 受講料はこれを二分して第一期分を五月一日迄に、第二期分を十一月一日までに納付しなければならぬ。

本書は、サハ國定規格A列

昭和二十三年六月十八日

金 曜 日

第 千 九 百 十 八 號

第四條 受講料納期後二十日を過ぎてなおこれを納付しないものは受講を停止することがある。但し受講停止中といへども受講料はこれを免じない。

第五條 受講料の滞納六十日に及ぶ場合は學籍を除くことがある。

前項により學籍を除いた者に對しては受講料を追徴しない。

第六條 他府縣の學校より轉學した者のその期分の受講料は月割計算によりてその月分からこれを徴收する。前項の受講料は轉學の日より二十日以内にこれを納付しなければならぬ。縣内の學校より轉學した場合は、以前在學した學校で受講料を納付した者に對しては、その月分の受講料は重ねて徴收しない。

第七條 受講料納付期日後二十日以内に止むを得ない事由により退學又は他府縣の學校に轉學した者に對して

は、月割計算により翌月分以降は請求によりこれを返還する。

附則

第一條 この條例は昭和二十三年四月一日からこれを適用する。

第二條 五月一日又は十一月一日迄に受講を開始しない課目のその期分の受講料については月割計算により課目開始の月からこれを徴収する。

前項の受講料は受講開始の日より二十日以内にこれを納付しなければならない。

別表 課目別受講料

課目	新制中學校			新制高等學校		
	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年
國語	七五圓	七五圓	七五圓	四五圓	四五圓	四五圓
數學	六〇圓	六〇圓	六〇圓	一	一	一
解析學(一)	一	一	一	七五	七五	七五
理科の一部	六〇圓	六〇圓	六〇圓	一	一	一

地學 一 一 七五 七五 七五
家庭の一部 一 一 一五〇 二二五 一

鳥取縣條例第三十九號

鳥取縣桑苗検査條例を次のように定める。

昭和二十三年六月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣桑苗検査條例

第一條 本縣内において生産される桑苗は本條例の定めるところにより検査を受けなければ、これを他人に譲渡し又は縣外に移出することが出来ない。

第二條 桑苗の検査を受けようとする者は、別記様式第一號により検査請求書を検査豫定期日五日前までに知事に提出しなければならない。

第三條 検査を受けようとする者は、豫め桑苗を品種別採苗種別に左に掲げる區分により束装し検査場所に假

植して置かなければならない。

一、大苗(根廻り三、五種以上)は二十五本を一束とする。

二、中苗(根廻り二、五種以上)三、五種未満のものは五十本を一束とする。

三、小苗(根廻り一、八種以上)二、五種未満のものは五十本を一束とする。

四、細苗(根廻り一、八種以下)は五十本を一束とする。但し特別の事由あるときは、所定本數未満を一束とする事が出来る。

第四條 検査は束装毎に之を行い、左に掲げるものは之を不合格とし其の他のものを合格とする。

一、病虫害の附着したるもの。
二、著しく生理を害したるもの。

第五條 前條の検査に合格したものは、第二條の定めらる區分により別記様式第二號による検査票を結附しなければならぬ。

第六條 検査に合格した桑苗で左に掲げるものは、再検査を受けなければならない。

一、束装を毀損し又は改装したとき。
二、検査後著しく品質劣變し又は病虫害を受けたとき。
三、検査證票の記載事項不明瞭となり又は検査證票を失つたとき。

第七條 検査員が必要と認めるときは、検査済の桑苗に付再検査を行う事が出来る。

第八條 検査請求者若しくはその代理人は検査に立合つて検査員の指示に従わなければならない。

第九條 本條例による検査のため生じた損害については賠償の責を負わぬ。

第十條 本條例に定むる検査に對しては、十本に付金拾錢の手數料を徴収するものとする。

前項の手數料は検査請求の際これを納付しなければならない。

第十一條 第二條により知事に提出する書類は所屬營業納付した手數料はこれを還付しない。

取締所支所を經由しなければならぬ。

附 則

本條例は公布の日からこれを施行する。昭和二十一年八月鳥取縣告示第五十九號鳥取縣桑苗検査施行手續並昭和二十三年三月鳥取縣條例第二十六號鳥取縣桑苗検査手續料條例はこれを廢止する。

様式第一號

(移入) 桑苗(再) 検査請求書

住 所

氏 名

鳥取縣知事殿

検査場所 品種名 採苗法別

規格別 數量

規格本 數束

數 摘 要

計

様式第二號

表

品 種 名	桑 苗 檢 査 表
檢 査 年 月 日	
檢 査 員	
印	



裏

生 産 者 (移入者)	
住 所	
氏 名	

紙質模造紙(一五〇封度内外)

長 一〇纏

幅 六纏

合格證圓形の直径二、五纏とす

格には「大」「中」「小」「細」を表示す。

規 則

鳥取縣規則第三十九號

昭和二年三月鳥取縣令第十四號鳥取縣會計規則の一部を次のように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十三年六月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第九十一條中第二號の次に「三、一般競争入札ニ付スルモ入札者ナキトキ又ハ落札者ナキトキ」を加える。

第九十四條第一號中「三萬圓」を「五萬圓」に改め「物件の買入」の次に「若クハ製造」を加え、第六號中「一千圓」を「二萬圓」に改め「物件」の次に「(不動産ヲ除ク)」を加え、第十一號中「五千圓」を「一萬圓」に、第十二號中「三萬圓」を「五萬圓」に改める。

告 示

鳥取縣告示第二百八十四號

昭和二十三年夏季臨時種牡牛検査を次のように實施する

から検査を受けたものは、六月二十五日までに縣に到着するよう願書を提出されたい。

昭和二十三年六月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

臨時種牡牛検査日割

検査場所

検査日時

出場區域

日野郡溝口町 六月二十七日午前九時

日野郡上村町 六月二十八日

根雨町 六月二十九日

江尾町 六月三十日

八頭郡船岡村 七月 六日

西伯郡淀江町 七月 十日

米子市勝田町 七月 十一日

西伯郡餘子村 七月 十三日

御來屋町 七月 十四日

東伯郡浦安町 七月 十五日

倉吉町 七月 十六日

東郷村 七月 二十日

松崎村 七月 二十三日

氣高郡大正村 七月 二十四日

濱村町 七月 二十六日

鳥取市吉方町 七月 二十七日

岩美郡浦富町

鳥取市一圓

氣高郡一圓

東伯郡一圓

米子市一圓

西伯郡一圓

日野郡一圓

八頭郡一圓

岩美郡一圓

鳥取市一圓

氣高郡一圓

東伯郡一圓

米子市一圓

西伯郡一圓

日野郡一圓

八頭郡一圓

岩美郡一圓

鳥取縣告示第二百八十五號
飼料配給規則第十二條による指定飼料販賣業者を次のように公示する。

昭和二十三年六月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

販賣業者住所 商號氏名

認可指定 販賣業者住所 商號氏名
五月二十三日鳥取 鳥取市東品治町二 戸田八太郎
日番號 縣局 一六九 六七

同 同 2	同 一〇ノ一	米澤 數美
同 同 3	同 一九一	鳥取縣精麥製粉工業 協同組合中島長太郎
同 同 4	同 五町一三四	小谷 利一
同 同 5	同 東品治町六九	濱田 昇一
同 同 6	同 富安二四三	安田 健吉
同 同 7	同 東品治町一九ノ五	鳥取縣農業會
同 同 8	同 米子市桃町二丁目一三八	江畑 幹一
同 同 9	同 立町三丁目八ノ一	鳥取縣精麥製粉工業 協同組合中島長太郎
同 同 10	同 西町鳥取縣農業會	鳥取縣農業會
同 同 11	同 八頭郡賀茂村	八頭生活必需品小賣 大字郡家 商業協同組合山下純一
同 同 12	同 河原町河原福田	鳥取縣精麥製粉工業 協同組合中島長太郎
同 同 13	同 賀茂村下門尾一六	榮田 辰治
同 同 14	同 智頭町大字智頭六四二	山口與之藏
同 同 15	同 賀茂村	鳥取縣農業會
同 同 16	同 岩美縣浦富町大字浦富	吉岡 重夫
同 同 17	同 一〇三六ノ二	高橋 益藏
同 同 18	同 浦富	大西 勝藏
同 同 19	同 宇倍野村農業協同組合内	鳥取縣農業會
同 同 20	同 氣高郡大和村大字長谷	鳥取縣精麥製粉工業 建部精麥製粉工場内 協同組合中島長太郎
同 同 21	同 正條村大字勝見六六二ノ七	幸山壽次
同 同 22	同 氣高郡正條村	鳥取縣農業會
同 同 23	同 東伯郡會吉町東	有限會社谷本商店 谷本 幸子

同 同 24	同 上小鴨村上	熊谷 久一
同 同 25	同 上井町大字上井二	鳥取縣精麥製粉工業 二八上井精粉工場内 協同組合中島長太郎
同 同 26	同 八橋町大字八橋四四二	小綿龜次郎
同 同 27	同 由良町大字由良宿五一〇	三木 太郎
同 同 28	同 倉吉町明治町一〇三七ノ一	四桑田義臣
同 同 29	同 鳥取縣農東伯郡支部内	鳥取縣農業會
同 同 30	同 上井町字上井二六七	野田 勝美
同 同 31	同 西伯郡境町榮町一一七	鳥取縣精麥製粉工業 柏木精麥製粉工場内 協同組合中島長太郎
同 同 32	同 巖村農業協同組合内	鳥取縣農業會
同 同 33	同 日野郡根雨町	鳥取縣農業會

鳥取縣告示第二百八十六號

醫藥部外品等取締法第九條の規定による臨検證票を次のものに交付した。

昭和二十三年六月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

證票番號

職名

氏名

第一號	鳥取縣技術吏員	鹽岡貞次郎
第二號	同	山本 一郎
第三號	同	廣谷 忠男
第四號	同	徳吉 博康
第五號	同	岸本 勇夫
第六號	同	川口 克巳

鳥取縣告示第二百八十七號

物價統制令第五條の規定により屋根葺用粉の販賣價格の統制額を次のように認可し、昭和二十二年十月鳥取縣告示第四百六十七號（屋根葺用粉の統制額認可の件）はこれを廢止する。

昭和二十三年六月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

販賣價格

品名	規	格	單位	最終價格
一、杉粉	長一尺巾二寸 以上厚五厘 至九厘	長一尺巾一尺 以上高四、五 寸以上結束 度九〇%以上	四把結束 した束 一束	九七 圓

二、同	長八寸厚四厘 又は五厘のもの	欄目を二分重 ねて併列とし 長六十間以上 のもの	同	一七
-----	-------------------	-----------------------------------	---	----

一、票材使用の場合は前表価格の一割五分、檜材使用の場合は栗粉の統制額にその一割五分を加算した額とする。

二、前表一において束の内一枚の中二寸未満のものを一枚以内混入したものについては前表価格を適用し、一枚の中二寸未満のものを一〇枚以上五〇枚混入したものについては前表価格の七割、二寸以上のものを五〇枚以上混入したものは三割とする。

三、前表価格は鳥取縣木製品工業協同組合で検査を行い検査済の證印を押捺したもの、價格とし、検査を受けないもの又は検査済証印のないものは前表価格の七割下げとする。

四、前表価格は荷造包装費を含み賣主店先渡價格とする。

五、一把の價格は前表價格より四圓を控除した額を四で

六、計算の最終において生じ、端未滿の端數はこれを切

捨てる。

◇鳥取縣告示第二百八十八號
毒物劇物營業取締法第十二條第二項の規定による臨檢證
票を次のものに交付した。

昭和二十三年六月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

職 氏 名

證票番號		
第一號	鳥取縣技術吏員	鹽岡貞次郎
第二號	同	山本 一郎
第三號	同	廣谷 忠男
第四號	同	德吉 博康
第五號	同	岸本 勇夫
第六號	同	川口 克己

昭和二十三年六月十八日印刷
昭和二十三年六月十八日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣印刷所